

70歳の誕生日を迎えたたら

老人保健制度



老人保健の対象となる方

健康保険や国保など、各医療保険制度の被保険者と被扶養者が70歳（一定の障害をもつ方は65歳）以上になると、老人保健の医療給付を受けることになります。

届け出

70歳になった月の翌月（月の初日が誕生日の場合はその月）から、
老人保健で医療を受けます。誕生日を迎えたら、14日以内に市区町村の担当窓口に届け出てください。

お医者さんにかかるとき

受診の際には、保険証のほか、「健康手帳」「医療受給者証」を提示してください。

医療費の自己負担額（支払いの方法など）

※自己負担額は、今後改正される予定があります。

外来
1日：530円
1か月に4回（2,120円）を限度として、ひとつつの医療機関ごとに支払います。
(ただし、医科と歯科では別々に支払います。)



入院
1日：1,200円
入院日数分を支払います。
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方は1日500円を入院日数分支払います。
(ただし、入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証が必要です。)

※入院時の食事代は、一定の額を別途負担します。

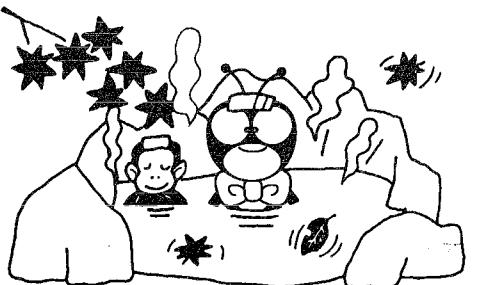
医療保健への加入はそのまま継続します

老人保健の対象者となっても、加入している医療保険をぬけるわけではありませんので、保険税(料)もいままでどおり納めます。



社会福祉施設等に入るとき

国保の加入者で、他の市区町村の老人ホームなどに入る場合は、引き続き今までの国保の加入者となります。



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

ゆめあり通信



あなたの場合は？

老齢基礎年金の請求

老齢基礎年金の 繰り上げ減額率が 変更になります

Mさん 国民年金のことで教えていただきたいのですが。
窓口 どのようなことでしょ
うか。

Mさん 私は今まで会社勤めをしたことなく、ずっと国民年金に加入していますが来月で六十歳を迎えます。年金は何歳からもらえるのでしょうか。

窓口 老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて二十五年以上ある人が、六十五歳に達したときに支給されます。

Mさん 年金額はどれくらいになるのでしょうか。

窓口 老齢基礎年金は、二十歳から六十歳までの四〇年間に八〇万四二〇〇円が支給されます。ただし、保険料納付済期間が四〇年に不足する場合は、その不足する期間に応じて減額されることになります。

Mさん 私の場合は、納め忘れてそのままになってしまった期間が五年ほどあり、それとは別に、納めるのが困難な時期もあって免除期間として認められた期間が四年ほどあります。

Mさん そうしますと、三十九年間の加入可能年数（国民年金制度発足から六〇歳に達するまでの期間※別表参照）の内、未納期間の五年間は100%減額、免除期間の四年間は三分の二を受けていた四年間は三分の二減額されますので、約六四万六〇〇〇円の年金額になります。

Mさん 未納期間と免除期間があるために、年金額が約一六万円も低くなってしまうわけですね。

窓口 老齢基礎年金は、二十歳から六十歳までの四〇年間に八〇万四二〇〇円が支給されます。ただし、保険料納付済期間が四〇年に不足する場合は、その不足する期間に応じて減額されることになります。

昭和十六年四月二日以降生まれの方が老齢基礎年金の繰り上げ受給の請求をする場合、減額率の計算について、これまで年単位としていたものを一月単位にし、減額率も一月について〇・五%の減額率に変更となります。

窓口 国民年金制度には、六十歳以降六十五歳までの任意による加入制度もあり、六十五歳までの間の任意加入によって納めた保険料分を年金額に反映させることができます。

窓口 未納期間があったことに伴うため、年金額の減額とによって生じた年金額を補うために、任意加入することも一つの方法なわけです。

窓口 老齢基礎年金の年金額は、受給する前の納付済期間などによって年金額が決まってし

ます。まいますので、任意加入をすることによって将来の年金額を増額することなども考えられた方がよいかもしれませんね。

窓口 最後に、請求するの

はまだ先になりますが、念のため請求の手続き方法についても未納期間があったことを補うために、年金手帳または被保険者証とによって生じた年金額を補うために、任意加入することも一つの方法なわけです。これは、受給する前の納付済期間などによって年金額が決まってしまいます。まいますので、任意加入をすることによって将来の年金額を増額することなども考えられた方がよいかもしれませんね。

窓口 提出する書類について

は、裁定請求書に次の書類を添付していただくことになります。

請求時年齢	60歳	62歳…64歳	64歳
	1ヶ月	11ヶ月	11ヶ月
繰り上げ減額率	30%	29.5%	18%
改正後減額率	0.5%	0.5%	0.5%

改正後減額率=0.5%×繰り上げた月数
(昭和16年4月1日以前生まれの方は来年度以降も減額率は従来通りとなります。)